

翻刻

仲間覚 (No. 2)

与惣右衛門

三栖村漁師年寄

佐左衛門

地方

御役人中様

覚書写

一 寛保元庚酉年迄漁師年寄彦左衛門役目もたれ申候得共、其年に相はて被申候ゆへ、夫より弥兵衛役目を中間より談合ニ而請取申候、是迄弥兵衛相勤申候

乍恐書付以奉願上候
一 葭嶋之内、かもん嶋・下野嶋・まんと嶋・小倉嶋、右之場所ニ御座候葭・まこも之義、享保十五戌年四ヶ所漁師ともより五ヶ年宛之定請奉願上候所、御慈悲を以右奉願上候被為仰付、其後度々五ヶ年宛御請仕、則元文三年御請仕、当戌年迄ニ而五ヶ年之定請相済申候、依之又々来亥年より卯年迄五ヶ年之間、御請仕度奉願上候、尤漁師之義ニ御座候得者、藻(藻カ)草等者所持不仕、朝暮薪等ニ至極難兼仕候間、御慈悲之上、乍恐先規之通、五ヶ年之間定請ニ被為仰付被下之、広太之御慈悲与難有可奉存候、以上

一 寛保ニミづのへ戌年ニ伏見之御役所御用べんし、此度御願申上候而、

五寸より下物御拝領仕候而、同年之霜月廿六日御舟入之御用相勤、式拾五貫文御拝領仕候、其時之御奉行様小堀和泉守様御用人弥次右衛門様、同年極月五日御舟入下木上ヶ四拾五貫文御拝領仕候、其節三栖へ人足申遣シ候故、三つ一分わけ遣し申候、其時之御役ニハ御用人七郎左衛門様被仰付候、同年極月廿五日ニ下木上ヶ申候、其時者式拾五貫文御拝領仕候、此時も三栖へ三つ一分わけ遣し申候、其時之御役ハ又右衛門様御拝領いたし候、まい年少々つ、御拝領被遊被下候、夫より御奉行御替り被遊候

彈正町漁師年寄

彦左衛門

小倉村漁師年寄

庄兵衛

寛保二年戌六月十二日

一口村漁師年寄

延享三かのへ寅年六月頃ニ菅沼織部正御奉行御代定
寛延元つちのへ巳年霜月廿二日、御舟入下木上ヶニ相勤申候、其時式拾五貫文御拝領ニ而、三栖へも三つ一分わり遣し申候、其時之御役人ハ、御用人重郎左衛門様ニ御拝領被遊被下候、是迄每年少々つ、御拝領被遊被下候

一寛延二つちのへ巳年、夜あみの事二付、一口村と出入仕御願上ケ申候所、両方相談仕、願を申落シかまい不申様二和談いたし候所二、寛延三かのへ午二月廿一日夜、安田うらすば(寶場)口にて一口村善六と申す物小あみおろし候故つかまへ置候、同廿九日夜、同所すば中二而庄五郎と申者見付候故つかまへ置候、同三月廿日夜、すば中二而半三郎と申す者見付候故つかまへ置候、同三月廿一日夜、しふと地二而庄五郎・甚九郎二人見付つかまへ置候
同三月廿七日夜新はやし二而甚兵衛と申者見付、つかまへ置候、中間より出入成り可申と存、一口へよひよせ、きん味可仕と候所二、一口より役人衆被參候時之人数ハ源左衛門・弥次右衛門・清右衛門・又兵衛・六右衛門以上五人被參候故、段々右様子申候得ハ皆々おとろき被申、五人衆段々わひ事被申候故、此方ニハ氣二不申と存候得共、重而悪敷事いたし候ハ、五人衆之請合急度きん味仕いたさせ不申候間、此義御氣ニ被下候様ニ被申候ゆへ、此方ニりやうけん仕置申候、其時同午四月六日さぬき町山崎屋ニ而五二立合和談仕候、右之趣是ニ書写者也

覚

一寛延三年午極月十八日

御舟入御用之節、御はいりう仕候

魚にて鳥目式拾五貫文

御山方津田為右衛門様

御用人市木久太夫様

右御両所様より御はいりう仕候

一未年分百八拾文いけ屋三次郎方江相渡し、出入相済候

一申ノ年正月、祝義年とう物先銭壹貫五百文いけ屋三郎兵衛殿方え相渡し申候

一預り地掛り物銀式拾式匁九分九厘、此銭壹貫七百拾文、庄屋長円殿方江相渡し申候

未極月分四日留

宝曆貳年申ノ極月六日二堀長門守様御出、御舟入下木御用之節御は

いりう、魚ニ而鳥目三拾四貫文御はいりう仕候、其上御下木さらえ、

同七日ニさらえ御はいりう仕候

御山方津田為右衛門様

長瀬久右衛門様

右御両所様より御はいりう仕候、以上

申ノ年葺入ケ銀式拾三匁七分四厘

一此銭壹貫七百八拾五文、庄屋長円殿方江相渡し申候、以上

一申七月廿六日、堀長門守様

大池おもてへ御なくさミ御好来ニ御座被成候節、金子三百疋御拝料仕候、其時之 御奉行三輪源五右衛門様

(挿入紙)

論所地改手付

印 西四月廿二日 町田新右衛門印

青木貢一印

東海道品川宿より小田原、夫より熱海通り三嶋宿ニ至り、

猶城州伏見迄

右宿々

泊付

廿三日 神奈川

廿四日 藤沢

廿五日 小田原

廿六日 熱海

廿七日 三嶋

廿八日 蒲原

問屋年寄中

一 銭壹貫五拾文 子ノ正月鮎代渡シ過上

二 口合銭四貫文 いけや三次郎方江渡し

覚

一 銀六拾三匁 あミノ手間、竹割手間 壹枚ニ付き九匁宛

一 銭壹貫百文 但シあらそ壹貫五拾目代 寶七枚分

一 銀貳拾八匁五分 寶七枚分すべなわ代 但シ貳千貳百九拾ひろ

宝曆五年子ノ十一月晦日

丑ノ年葭掛り

一 貳拾五匁 此銭壹貫七百八拾文 庄屋長覚方へ渡し

丑正月

一 七貫四百文

丑八月晦日ニ内五貫三百文渡し いけ屋三次郎殿

丑極月廿四日ニ又貳貫百文渡し

二 口合七貫四百文相済

丑極月廿四日 彦左衛門殿方ニ

一 惣払残壹貫九百文有

彈正町 彦左衛門

江戸町 長兵衛

覚

一 鳥目 五貫文 御はいりよ仕候

丑十二月廿七日

石黒宇右衛門様御添様

午正月より同極月迄

いけ屋

三次郎

右ハ極月廿四日ニ相済申候、以上

酉極月廿四日ニ

一金子壹歩 戌之年当先渡し

いけ屋三次郎方相済候

酉極月廿四日ニ

一 葭入ケ銀貳拾匁三分壹厘

此銭壹貫五百三拾貳文 庄屋長円方江相渡し候

亥極月廿四日ニ

一 葭入ケ銀貳拾六匁三分五厘

此銭壹貫八百拾五文 庄屋長円方江相渡し

同日

一 銭貳貫九百五拾文 亥正月年改鮎代三次郎方江渡し済

御役人様 津田為右衛門様

長瀬久右衛門様

覚

一 御上納銀之義ニ付、丑六月廿二日御召被成、札壹枚ニ付式三分宛増銀仕候様ニ仰被付所、同廿八日ニ札ニ而増札式枚仰付被下候様ニねかい申候、式枚ニ而わ不足成由被仰出、増札三枚七月三日ニ被仰付候

彈正町 彦左衛門

三ヶ村 一口村 与三右衛門

小倉村 庄兵衛

三栖村 五左衛門

御奉行堀長門守様

御役人様 大嶋千蔵様

津田為右衛門様

寅年分

一 葭嶋掛銀式拾五匁

此錢壹貫七百五拾四文渡し

寅ノ極月迄出入相済

一 引残錢七百文済シ相済

宝曆九年卯十一月廿八日

一 八尺簀四枚 ませ竹七寸くらい四拾本

竹割手間、あミ手間共

庄屋

長寛

いけ屋

三次郎

壹枚ニ付銀九匁宛代銀三拾六匁

一 簀壹枚ニ付すべなハ三百五拾ひろ、但シ四枚分千四百ひろ

代銀拾八匁

一 あらそ四百目但シ百目ニ付、銀壹匁七分かへ

代銀六匁八分

辰十二月廿四日

一 掛り物銀三拾壹匁七分式厘

此錢式貫文庄屋長寛方江渡し申候

辰ノ年

一 まし札壹枚 式拾七匁六分

此ニツ割銀拾三匁八分ツ、

一口米銀 九匁壹分八毛

一 御運上銀 式百七拾六匁

巳ノ年入ヶ銀

一 式拾六匁四分三厘

此錢壹貫七百三拾文渡し、十五匁三分かへ

長寛

覚

一 宝曆拾貳年午ノ二月より夜小あミニ付、段々一口村漁師方役人中よ

ひよせ、札之辻山さきや宅ニ而三ヶ所より合きん味致、其上段々一

口村漁師中より事分被申候ニ付、同閏四月五日ニ事相済シ申候、其

時小倉村漁師半次郎・市郎兵衛、平戸町新左衛門、向嶋庄兵衛右四

人衆中を証人ニ一口村役人六右衛門・又兵衛、庄屋八右衛門いつれ

も相たのまれ候而、右四人者共請合事相済し申候、為念書留申し候、

以上

覚

一銀三百貳拾八匁九分、札拾壹枚

申年うる十二月廿五日

一銀三百三匁六分 札拾壹枚

未年十二月廿五日

覚

一いと目八百六拾目

此代壹貫九百文、但シ百匁ニ付貳百廿文ツ、

一あみすき手間 此錢壹貫文、但シ貳そく手間分

酉七月十一日

覚

明和貳年酉ノ七月五日二横嶋村表堤切有之候節、西堤切所をかや町漁師方よりたて物いたし候よしき、付、三ヶ所より合仕相談いたし、其上さつとう入れ候ニ付、右かや町ノ立切相とめ被申、少々ノ義ハ両けんいたし候事相済シ申候、為後日書付をき申候、以上

酉十月朔日

子十二月廿四日 但シ子ノ年十二月分

一銀三百三匁六分

上納

外二九匁貳分

口銀

メ三百拾三匁三分

子ノ年

一貳拾八匁五分七厘

高掛ちん

庄屋

長覚

明和六年丑ノ四月廿七日ニ札ノ辻山崎屋方江、小倉村・一口村・だん正町三ヶ所共寄合、右夜小あみの事段々つめひらきいたし両三度ニおよび、其上一口村与四郎殿・五郎右衛門殿兩人内分ニ而、同五月廿八日夜彦左衛門方へ御出被成、御願上申候ニ付、其後六月三日ニばん事与三右衛門殿方ニて両三ヶ所共和談仕、同四日四ツ時迄ひま入、右是迄之通ニ事相済申候

中間定之事

一父子別宅仕候節者、中間かぶ相かまい無御座候、併シ無かぶ方江養子等ニ参り候ハ、かぶ遣シ申事堅成不申候、右之通人々相心得可被成候、為後日一札件如

彈正町

明和六年丑十一月十三日

六兵衛 (印)

佐兵衛 (印)

重兵衛 (印)

四郎右衛門 (印)

茂兵衛 (印)

三右衛門 (印)

長兵衛 (印)

